

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 八幡平市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	87.6%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	88.7%
全職員	77.1%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	— %
本庁課長相当職	72.8%
本庁課長補佐相当職	88.9%
本庁係長相当職	98.5%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	100.5%
31～35年	96.4%
26～30年	96.5%
21～25年	95.8%
16～20年	80.6%
11～15年	106.2%
6～10年	103.3%
1～5年	73.9%

【説明欄】

- ・職員数の算定にあたっては、所定勤務時間や勤務日数を考慮して換算した。
- ・全ての職員に対する任期の定めのない常勤職員の割合は、男性職員で約80%、女性職員で約60%となっている。
- ・扶養手当や住居手当について、世帯主となっている男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は81%、住居手当の受給者に占める男性の割合は65%となっている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。